

21年度以降に競争性のある契約に移行予定の契約

……

該当なし

21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ない契約

契約名称 及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日又は契約予定時期	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区 分	備考
土地借料	独立行政法人国立女性教育会館 事務局長 鈴木優子 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷728番	平成20年4月1日	埼玉県知事 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	地方公共団体との契約であることから国立女性教育会館契約事務取扱要領第36条1項9号に該当するため	-	41,946,000	-	-	土地を借り受けるものであるため	□	
水道料	独立行政法人国立女性教育会館 事務局長 鈴木優子 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷728番	平成20年4月2日	嵐山町長 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1	長期継続契約のため	-	8,330,994	-	-	水の供給を受けるものであるため。(提供が行うことが可能は相手方は嵐山町のみであるため。)	二(□)	契約金額は19年度実績である
後納郵便料	独立行政法人国立女性教育会館 事務局長 鈴木優子 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷728番	平成20年4月3日	郵便事業株式会社 東京都中央区銀座8-20-26	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業株式会社以外に競争をゆるさないことから国立女性教育会館会計規程第47条1項に該当するため	-	4,116,415	-	-	郵便に関する料金であるため。(信書にかかるものであって料金を後納するもの。)	二(八)	契約金額は20年度実績である